

第2回連絡協議会を踏まえての検討事項

資料1

検討事項	いただいた御意見	修正案（事務局案に後藤委員長の御意見（赤字）を反映）	修正箇所（ページ）
1 入口支援の強化	弁護士との連携も入れるべき	千葉県弁護士会と連携する旨を追加。	15、20
2 入口支援と出口支援の連携	① 再犯防止に向けて、検察（拘置所）と矯正施設との連携が必要である。 ② 被疑者被告人の段階からの支援を開始する必要がある。	①については、現状、検察（拘置所）と矯正施設との間で、服役者に福祉的支援を必要とすることが認められ、かつ、千葉県に帰住を希望する等の情報を引き継ぐ仕組みがないため、新たに千葉地方検察庁と全国の矯正施設との間で仕組みを創設する必要があるが、現時点でその必要性等について十分な根拠を示すことが困難であることから、計画案には記載せず、包括的な支援を行う中で情報収集することとしたい。  ②については、千葉地方検察庁や千葉県弁護士会等と連携して、現状や課題、手法等について研究・検討する旨の記載を追加。  なお、入口支援と出口支援を対比するため、7ページの「4 第二次計画策定に向けた基本的な方向性」の第一段落の相談支援の後に「（出口支援）」の文言を加える。	7、20
3 出口支援の実績の記載内容	終了人数をのせても意味はないので、成果を数値化できないか。	一人ひとりの状況が異なり、成果の数値化は難しいため、できるだけ具体的に成果を御理解いただけるよう記載を追加。	19
4 出口支援における住民票設定	受刑者は職権で住民票が消除されていることが多い。 住民票を設定することで、各種サービスの手続きがスタートできる。	御意見の趣旨と同様の内容は一次計画において記載済み。	31
5 市町村の計画策定支援	再犯防止について市町村により取組に差があるため、全市町村において計画策定できるよう支援する必要がある。	全市町村が計画策定できるように支援する旨の記載を追加。	34
6 児童相談所と保護観察所の連携強化	児童相談所と保護観察所とが連携して取り組むことが重要である。	V2（4）①児童生徒の非行の未然防止の【現状認識と課題等】に児童相談所を追加。	65
7 性犯罪と窃盗について、具体的な取組がない。	具体的な取組内容がわからない。	取組内容については、「本県における取組の方向性と概要」や「国における取組の方向性と概要」に性犯罪や窃盗に係る施策を記載しており、これらの取組を着実に推進していく。 なお、「性犯罪は、国の統計によると、他の犯罪に比べ必ずしも再犯率が高いとまでは言えません。しかし、」の部分はあえて記載する必要はないため削除。 また、窃盗事犯者については「窃盗を繰り返す傾向」を残し「再犯率が高く」は削除。	82
8 進行管理	連絡協議会は年1回以上開催し、併せて、個別支援の取組について必ず検討してほしい。	連絡協議会は毎年度開催する旨を追加記載。 包括的支援の取組状況につき連絡協議会で検討することについては、一次計画において記載済み。	96
9 生活保護申請手続き等の取り扱い	市町村によって生活保護の申請手続き等の取扱い、解釈等に差がある。	34ページに、市町村によって生活保護の申請手続き等の取扱い、解釈等に差があることは望ましいことではない旨を追加する。 関係機関における対応に課題がある場合については、連絡協議会で協議し、必要な改善につなげていきたい。	34